

## 過半数代表者ってなんだろう？

その④

次に『36協定』ってこの時期良く聞くけど、何の協定なのでしょう？

**Q. そもそも36協定って何??**

**A. 36協定とは、労働基準法で決められた労働時間を、超えて働ける(超勤できる)ようにする協定です！これには、休日出勤も含まれます！【原則的に 1日8時間、週40時間】**

**Q. 無制限に働けるの？**

**A. そうではありません！労働時間の上限が定められているので、それ以上働くと法令違反となります！**

**Q. 超勤は何分から付けていいの？**

**A. 1分単位でカウントしています！**

企業によって15分や30分単位などと

聞いたことがあるかもしれませんが、それは**違法**です！

万が一、管理者に「1分単位で付けるな！」などと言われたり、小言を言われたらその時点で違法です！コンプライアンス違反です！すぐに**過半数代表者に相談**しましょう！



その⑤へ続きます！